等復帰措置により原職等に復帰した被保険者が最初に生じた日又は同号ホ⑴に規定する所定労働時間短縮措置が講じられた被保険者に係る当該所定労働時間短縮措置が講じられた期間が終了した日若しくは当該所定労働時間短縮措置が最初に講じられた日から起算して一年を経過する日の翌日のいずれか早い日の前日までに次世代法第十三条の規定に基づく認定を受けたものに対する同号及び同項第二号の規定の適用については、同項第一号イからホまで中「次のいずれにも該当する中小企業事業主（中小企業事業主が認定中小企業事業主である場合にあつては、⑴及び⑵に該当する中小企業事業主）」とあるのは「次の⑴に該当する中小企業事業主」と、同項第二号中「（一の年度において、前号イ⑴、ロ⑴、ハ⑴、ニ⑴又はホ⑴に該当する被保険者の数の合計が十人を超える場合の同号イからホまでの規定に基づく支給については、合計して十人までの支給に限る。）」とあるのは「（育休中等業務代替支援コース助成金の支給の対象となる被保険者が最初に生じた日から令和十一年三月三十一日までの間において当該被保険者の数が五十人を超える場合は、五十人までの支給に限る。）」とする。

第十七条の二の四　第百十六条第一項の育児休業等支援コース助成金として、同条第八項に規定するもののほか、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間における第一号イ又はロの有給休暇について、同号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　（略）

二　前号イ又はロの有給休暇を取得した被保険者一人につき十万円（当該被保険者の数が十人を超える場合は、十人までの支給に限る。）

2・3　（略）

（キャリアアップ助成金に関する暫定措置）

第十七条の二の七　第百十八条の二第十項の規定の適用については、令和八年三月三十一日までの間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十項各号列記以外の部分	（略）	（略）
第十項第一号ハ	ハ　その雇用する有期契約労働者等（健康保険法（大正十一年法律第七十号）による健康保険の被保険者又は厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による厚生年金保険の被保険者（以下このハにおいて「被保険者」という。）でないものに限る。）に対し、一週間の所定労働時間を三時間以上延長する措置を講じた事業主（当該措置により当該有期契約労働者等が被保険者となる場合に限る。）	ハ　次のいずれかに該当する事業主であつて、その雇用する有期契約労働者等について処遇の改善を図つたもの ⑴　その雇用する有期契約労働者等であつて健康保険法（大正十一年法律第七十号）による健康保険の被保険者又は厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による厚生年金保険の被保険者（以下このハにおいて「被保険者」という。）でないものが新たに被保険者となる場合にお

状況を明らかにする書類を整備し、かつ、指定日の前日までに次世代法第十三条の規定に基づく認定を受けたものに対する第百十六条第九項第一号イ及びロ並びに第二号の規定の適用については、同項第一号イ及びロ中「次のいずれにも該当する中小企業事業主（次世代法第十五条の二の規定により認定されたものにあつては、⑴及び⑵に該当するもの）」とあるのは「次の⑴に該当する中小企業事業主」と、同項第二号中「（一の年度において、前号イ⑴又は同号ロ⑴に該当する被保険者の数の合計が十を超える場合の同号イ又は同号ロの規定に基づく支給については、合計して十人までの支給に限る。）」とあるのは「（育児休業等支援コース助成金の支給の対象となる最初の被保険者（前号イ⑴又はロ⑴に規定する原職等復帰措置に係るものに限る。）が生じた日から令和十年三月三十一日までの間において当該被保険者の数が五十を超える場合は、五十人までの支給に限る。）」とする。

第十七条の二の四　第百十六条第一項の育児休業等支援コース助成金として、同条第九項に規定するもののほか、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間における第一号イ又はロの有給休暇について、同号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　（略）

二　前号イ又はロの有給休暇を取得した被保険者一人につき十万円（当該被保険者の数が十を超える場合は、十人までの支給に限る。）

2・3　（略）

（キャリアアップ助成金に関する暫定措置）

第十七条の二の七　第百十八条の二第九項の規定の適用については、令和八年三月三十一日までの間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第九項各号列記以外の部分	（略）	（略）
第九項第一号ハ	ハ　その雇用する有期契約労働者等（健康保険法（大正十一年法律第七十号）による健康保険の被保険者又は厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による厚生年金保険の被保険者（以下このハにおいて「被保険者」という。）でないものに限る。）に対し、一週間の所定労働時間を三時間以上延長する措置を講じた事業主であること（当該措置により当該有期契約労働者等が被保険者となる場合に限る。）。	ハ　次のいずれかに該当する事業主であつて、その雇用する有期契約労働者等について処遇の改善を図つたものであること。 ⑴　その雇用する有期契約労働者等であつて健康保険法（大正十一年法律第七十号）による健康保険の被保険者又は厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による厚生年金保険の被保険者（以下このハにおいて「被保険者」という。）でないものが新たに被保険者となる場合にお